

営利業務及び公務に従事する弁護士に対する弁護士会及び  
日本弁護士連合会の指導・監督に関する基準  
(平成十六年二月一日理事会議決)

(目的)

第一条 この基準は、弁護士会及び日本弁護士連合会(以下「弁護士会等」という。)が営利業務及び公務に従事する弁護士に対し指導・監督する場合における基準を定め、もって、弁護士の品位を維持し、弁護士に対する社会の信頼を確保することを目的とする。

(定義)

第二条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 営利業務 弁護士法第三十条第一項各号に規定する次に掲げる業務をいう。

イ 自ら営む営利を目的とする業務

ロ 営利を目的とする業務を営む者の取締役、執行役、その他業務を執行する役員、又は使用人として行う業務

二 公務 公務員(刑法その他の罰則の適用について、

法令により公務に従事する職員とみなされる者を含む。)

として行う職務をいう。

(弁護士会等による指導・監督)

第三条 弁護士会等は、営利業務又は公務に従事する弁護士に対し、法令及び弁護士会等の会則に違反する行為、又は次の各号に掲げる行為を行うことのないよう、指導・監督するものとする。

(情報の不当利用)

一 弁護士が、営利業務又は公務に従事する場合において、弁護士の職務上知り得た秘密その他の情報を営利業務又は公務に不当に利用する行為

弁護士が、営利業務上又は公務上知り得た秘密その他の情報を弁護士の職務に不当に利用する行為

(利益相反行為)

二 弁護士が、営利業務又は公務に従事する場合において、次に掲げる行為。ただし、法令に基づいてするときその他正当な理由がある場合は、この限りでない。

イ 営利業務に際し、弁護士として受任している事件の依頼者の利益と相反する行為

ロ 弁護士の職務に際し、営利業務を営む者の利益と相反する行為

ハ 弁護士の職務に際し、自らが従事する公務の利益

と相反する行為

(係争権利を譲り受ける行為)

三 弁護士が、営利業務に従事する場合において、営利業務に際し、弁護士の職務において取り扱った係争権利を譲り受け又は譲り受けさせる行為。ただし、法令に基づいてするときその他正当な理由がある場合は、この限りでない。

(勧誘等)

四 弁護士が、営利業務に従事する場合において、営利業務に際し、当該営利業務外の弁護士としての職務を依頼するよう勧誘する行為

弁護士が、公務に従事する場合において、公務に際し、当該公務外の弁護士としての職務を依頼するよう勧誘する行為

弁護士が、営利業務に従事する場合において、当該営利業務外の弁護士としての職に際し、不当に行う営利業務行為

(地位の不当利用)

五 弁護士が、営利業務に従事する場合において、弁護士の地位を不当に利用して行う営利業務行為

弁護士が、営利業務又は公務に従事する場合におい

- 3 -

て、営利業務に従事する地位又は公務に従事する地位を不当に利用して行う、弁護士としての職務行為

弁護士が、営利業務又は公務に従事した場合において、営利業務に従事していた地位又は公務に従事していた地位を不当に利用して行う、弁護士としての職務行為  
(その他品位を損なう行為)

六 前各号に掲げる他、弁護士が、営利業務又は公務を行うに際し行う、品位を損なう行為

附 則

この基準は、平成十六年四月一日から施行する。

- 4 -